

宮崎県特別支援教育研究連合 知的障害教育研究部会規則

第一章 名称及び規則

- 第1条 1 本会は、宮崎県特別支援教育研究連合（以下「県特研連」と略称）規約第3条及び第5条に基づき設置し、県特研連知的障害教育研究部会と称する。
2 本会規則は、県特研連細則第2条に基づいて定め、同連合理事会の承認を得て発効する。

第二章 目的及び事業

- 第2条 本会は、宮崎県の知的障害教育の充実・振興・啓発の推進を図るとともに、「九州地区特別支援教育研究連盟」ならびに「全日本特別支援教育研究連盟」との研究連携をすすめる、もって会員相互の資質の向上を図ることを目的とする。

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究大会の開催
- 2 知的障害教育に関する調査研究
- 3 知的障害者育成会等の関係団体、関係機関との連携協力
- 4 九州地区特別支援教育研究連盟及び全日本特別支援教育研究連盟加入による研究連携
- 5 研究集録あるいは会誌等の発行
- 6 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第三章 構成及び事務局

- 第4条 本会は、県特研連に加入する知的障害特別支援学級を設置する小学校・中学校の校長、当該関係職員ならびに知的障害特別支援学校の所属職員をもって組織する。

- 第5条 本会の事務局は、本会会長が委嘱する学校に置く。

- 第6条 第2条の目的を達成するために研究大会実行委員会（以下「実行委員会」という）等を設けることができる。

第四章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 18名
- 監事 2名
- 事務・会計 4名

- 第8条 会長は、県特研連会長、副会長以外の知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級設置の小学校・中学校のいずれかの校長とする。

- 第9条 会長判断により副会長は会長が委嘱する。

- 第10条 理事は小中学校の知的障害特別支援学級職員から11名、知的障害特別支援学校職員から7名の計18名とする。小中学校の知的障害特別支援学級職員11名は、県小・中学校特別支援研究会各地区特別支援研究会の代表11名とする。

- 第11条 監事は、会長、副会長以外の知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級設置の小学校・中学校のいずれかの校長から選出する。

- 第12条 事務・会計は会長が委嘱する。

- 第13条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、理事会及び総会等を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会の会務推進事項を審議し事業を推進する。また、会員の意見を反映させるよう努めるとともに会議の報告を確実に行う。
- 4 監事は、本会会計を監査する。
- 5 事務・会計は、本会の事務及び会計を処理する。

- 第14条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- 1 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期中に欠員を生じた場合は、理事会においてその補充を行う。なお、その任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会議等

- 第15条 本会は、会の円滑な運営を図るため、理事会及び総会を開催する。
- 1 総会は、第4条に掲げる会員をもって構成する。
 - 2 総会は、事業を推進するための最高議決機関とし、年1回開催する。
 - 3 総会は、理事会をもって代えることができる。その際の構成は、第7条に掲げる役員とする。
 - 4 総会は、事業報告・決算の承認、事業計画・予算の審議及び承認、規則の改正、その他重要事項を審議する。
 - 5 理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを召集する。
 - 6 理事会は、次のような会務を処理する。
 - (1) 本会の重要事業を企画審議する。
 - (2) その他事業の推進に関すること。

第六章 経理

- 第16条 本会の経費は、学校負担金、県特研連補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第17条 負担金については別に定める規定により納入する。
- 第18条 本会は事務局をとおして、「九州地区特別支援教育研究連盟」並びに「全日本特別支援教育研究連盟」に必要な連盟費を納め、また当連盟から必要に応じて補助金の交付を受ける。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

本会の規則は、平成18年4月1日より施行する。
本会則の改廃は、理事会の審議により行う。
本会の運営に関しては別に細則を定める。

宮崎県特別支援教育研究連合 知的障害教育研究部会 細則

- 第1条 (総則) 本細則は 宮崎県特別支援教育研究連合知的障害教育研究部会会則付則3に基づいて定めるものである。本細則は理事会の承認を得て発行する。
- 第2条 (事業) 会則第3条に定めた事業は、知的障害特別支援学級設置の小学校・中学校及び知的障害特別支援学校の双方が必要と認めた場合に行うこととし、会員の要請にも配慮しながら必要に応じて変更等も行う。
- 第3条 (研究大会)
 - 1 会則第3条1に定める研究大会は、実行委員会を設けて大会を運営推進するものとし、担当校を会長指定の学校におく。なお、実行委員の構成については研究大会運営担当校に一任する。
 - 2 研究大会の実行委員長は担当校の中から選出し、会長の命を受け実行委員会を開催する。
 - 3 宮崎県で九州大会または全国大会が行われる年度は、知的部会研究大会と併催するものとし、細則3条の1に定める実行委員会が運営にあたる。
- 第4条 (監査) 監査は毎年1回決算期に行う。監事は、帳簿、証拠書類、現金等の監査を行い、理事会に報告しなければならない。

付 則

本細則は平成18年4月1日より施行する
本細則の改廃は、理事会の審議により行う
一部改正：平成20年4月1日